

防災備蓄倉庫完成 ～災害時の備えを強化～

旧町民プール跡地に建設を進めてきた「防災備蓄倉庫」が完成しました。備蓄倉庫には、地震や大雨などの大規模自然災害に備え、非常用食糧や生活必需品、避難所運営に必要な資機材や感染症対策用品のほか、粉ミルク、紙おむつ、生理用品、毛布などを備蓄できるようになっています。

また、施設内には災害発生時に使用できる会議室や仮眠室なども設置しました。災害時の基地局として各避難所への迅速な物資供給及び情報発信を行います。



▲新しく完成した防災備蓄倉庫

●お問い合わせ 総務課 ☎37-2111 (担当:木村)

庁舎エレベーターが利用できます！

昨年10月より工事を進めていた役場庁舎エレベーターが完成し、1階から3階までエレベーターでの移動ができるようになりました。エレベーターの整備にあわせて、1階町民税務課及び2階農林建設課の受付窓口カウンターも新たに設置し、利用しやすくなりました。工事期間中のご協力ありがとうございました。

今後も町民の皆様の利用しやすい環境を目指します。



▲庁舎1階エレベーターと受付窓口



▲庁舎2階エレベーターと受付窓口

●お問い合わせ 総務課 ☎37-2111 (担当:小室)

65歳以上の皆さんへ

令和6年4月から介護保険料が改定になります

介護保険制度は、介護の不安や負担を軽減するため社会全体で支える制度で、40歳以上の皆さんが納める介護保険料は、国、県、町の負担金とともに介護保険事業を健全に運営するための大切な財源となります。また、介護保険事業の健全運営のため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービス費用の見込額などに基づいて介護保険料を算定しています。

令和6年4月から、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料基準額(第5段階)を月額5,950円に設定し、所得金額により13段階に区分されます。

所得段階区分と第9期保険料(令和6年度～令和8年度)

(単位:円)

区分	旧保険料 月額	新保険料	
		月額	年額*
第1段階 世帯非課税 本人が住民税非課税 生活保護、老齢福祉年金受給、 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	1,635 (基準額×0.30)	1,696 (基準額×0.285)	20,300
第2段階 世帯非課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超えて120万円以下の方	2,725 (基準額×0.50)	2,886 (基準額×0.485)	34,600
第3段階 世帯非課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円を超える方	3,815 (基準額×0.70)	4,076 (基準額×0.685)	48,900
第4段階 世帯課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	4,905 (基準額×0.90)	5,355 (基準額×0.90)	64,200
第5段階 (基準) 世帯課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超える方	5,450 (基準額)	5,950 (基準額)	71,400
第6段階 本人が住民税課税 本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,540 (基準額×1.20)	7,140 (基準額×1.20)	85,600
第7段階 本人の前年の合計所得金額が120万円以上で 210万円未満の方	7,085 (基準額×1.30)	7,735 (基準額×1.30)	92,800
第8段階 本人の前年の合計所得金額が210万円以上で 320万円未満の方	8,175 (基準額×1.50)	8,925 (基準額×1.50)	107,100
第9段階 本人の前年の合計所得金額が320万円以上で 420万円未満の方	9,265 (基準額×1.70)	10,115 (基準額×1.70)	121,300
第10段階 本人の前年の合計所得金額が420万円以上で 520万円未満の方	新 段 階	11,305 (基準額×1.90)	135,600
第11段階 本人の前年の合計所得金額が520万円以上で 620万円未満の方		12,495 (基準額×2.10)	149,900
第12段階 本人の前年の合計所得金額が620万円以上で 720万円未満の方		13,685 (基準額×2.30)	164,200
第13段階 本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方		14,280 (基準額×2.40)	171,300

※1 年額は端数調整のため100円単位になっています。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:高橋佐)